

# 江蘇省著名商標認定管理弁法

1999 年 8 月 10 日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

上海事務所 知識産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 江蘇省著名商標認定管理弁法

公布期日：1999年8月10日

施行期日：1999年8月10日

**第一条** 江蘇省著名商標の認定作業を規範化し、江蘇省著名商標の所有者の合法的權益を保護し、本省の製品の知名度及び市場競争力を高め、經濟發展を促進するため、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國商標法實施細則」等の關係法律、法規に基づき、本省の実情に照らし、本弁法を制定する。

**第二条** 本弁法において「江蘇省著名商標」とは市場において比較的高い名声を有し、関連の公衆に熟知され、かつ省の商工業行政管理部門が本弁法により認定した登録商標をいう。

江蘇省著名商標は認定された登録商標及び審査により使用を承認されたその商品に限られる。

**第三条** 江蘇省著名商標の認定及び保護に本弁法を適用する。

本弁法の商品商標に關係する規定は、サービス商標に適用する。

**第四条** 省の商工業行政管理部門は江蘇省著名商標の認定及び管理業務を担当する。

その他の組織及び個人は、江蘇省著名商標の認定を行ってはならず、又はその他の方式を採用し、別の形で江蘇省著名商標の認定を行ってはならない。

**第五条** 江蘇省著名商標の認定は公平、公正、公開の原則を實行する。

**第六条** 江蘇省著名商標の認定は商標登録者の自由意思による申請を實行する。

江蘇省著名商標の申請、認定は次に掲げる条件に適合しなければならない。

(一) 当該商標が国内登録商標であり、かつ商標登録者の住所が本省内にあること。

(二) 当該商標を使用する商品の市場での影響範囲と占有率が省内の同一業種において上位に位置していること。

(三) 当該商標を使用する商品の最近3年間の売上高、税引前利益又は輸出による外貨獲得高等の主要な經濟指標が省内の同一業種において先行していること。

(四) 当該商標が関連の公衆において比較的高い認知度を備え、かつ当該商標

に対する広告宣伝を重視できること。

(五) 輸出商品の商標は、主要輸出国（地域）において、当該商標を登録、使用している商品の販売量が比較的大きく又は販売地域が比較的広範であること。

(六) 当該商標を使用する商品の品質が国際基準又は国内外の先進的基準を達成し、修理、交換、返品的方式が明確であり、消費者の苦情申立率が低いこと。

(七) 他人の登録商標専用権の侵害行為が発生しておらず、商標の自己保護意識及び厳格な商標使用管理制度を備えていること。

(八) その他の商標の法律、法規、規則への違反行為が発生していないこと。

**第七条** 商標登録者は、その登録商標が本弁法第六条第二項記載の条件に適合すると認められる場合、その所在地の区を設置している市又は県の商工業行政管理部門を通じ、省の商工業行政管理部門に申請を提出することができる。

**第八条** 江蘇省著名商標の認定を申請するには、「江蘇省著名商標認定申請表」に記入し、かつ本弁法第六条第二項規定の条件に従い関係証明資料を提出しなければならない。証明資料は必ず真実かつ信頼でき、並びに出所を明示しなければならない。

**第九条** 区設置市又は県の商工業行政管理部門は申請者の提出した申請及び関係証明資料の受領の日から 15 日以内に関係資料を省の商工業行政管理部門に上申しなければならない（県の商工業行政管理部門は区を設置している市の商工業行政管理部門を通じ転送しなければならない）。省の商工業行政管理部門は 30 日以内に関係資料に対し審査を行わなければならない。条件に適合する場合は受理し、条件に適合しない場合、申請資料及び証明資料を差戻し、かつ理由を説明するものとする。受理又は不受理は、申請者に書面を発送して通知しなければならない。

申請文書が基本的に完備されているが、補正が必要である場合、省の商工業行政管理部門は申請者に期限内に指定に基づき内容を補正するよう通知しなければならない。期限を超過してなお補正しない場合、申請資料を差戻す。

**第十条** 省の商工業行政管理部門は申請の受理後に、本弁法第六条第二項記載の条件に従い調査、検証を行い、そして関係地区、部門、業界組織及び社会団体の意見を募集し、3 ヶ月以内に認定又は不認定の決定を行わなければならない。特殊な状況においては 1 ヶ月延長することができる。

**第十一条** 江蘇省著名商標の条件に適合する場合については、認定を行い、省

の商工業行政管理部門が「江蘇省著名商標証書」を交付し、かつ公告を行う。条件に適合しない場合については、認定を許可せず、書面により申請者に通知し、かつ理由を説明する。

**第十二条** 江蘇省著名商標の所有者は審査により使用を承認されたその商品及び商品包装、装飾、説明書、取引文書上又は広告宣伝、展覧及びその他の業務活動において「江蘇省著名商標」の文言を使用でき、同時に認定有効期間を明示しなければならない。

**第十三条** 江蘇省著名商標は認定後、その商標の専用権は本省の範囲内において直ちに次に掲げる保護を受ける。

(一) 著名商標の公告の日以降、他人が当該著名商標と同一又は類似した言葉を、同一又は類似した製品を生産する企業の商号として使用し、かつ公衆の誤認を引き起こしうる場合、商工業行政管理部門は承認、登記を許可しない。

(二) いかなる事業所及び個人も江蘇省著名商標に認定された商品の特有の名称、包装、装飾又は類似した名称、包装、装飾を無断で使用し、混同をもたらすことにより、購入者の誤認を引き起こしてはならない。

(三) いかなる事業所及び個人もいかなる方式によっても江蘇省著名商標を醜悪化し、貶めてはならない。

(四) 法律、法規、規則に定めるその他保護措置。

**第十四条** 江蘇省著名商標の有効期間は3年とし、公告日から起算する。期間満了3ヶ月前に当該著名商標の所有者は認定申請を再度提出する。

**第十五条** 江蘇省著名商標に認定された場合、省の商工業行政管理部門は国の商工業行政管理部門に馳名商標への認定を推薦することができる。

**第十六条** 江蘇省著名商標の所有者及び使用者は次に掲げる義務を履行しなければならない。

(一) 江蘇省著名商標は江蘇省著名商標認定時に審査により承認された商品にのみ使用することができ、使用範囲を拡大しないこと。

(二) 商標の内部管理及び自己保護を強化し、製品又はサービスの質を高め、著名商標の名声を保護すること。

(三) 江蘇省著名商標の所有者が他人による使用を許諾するとき、法に基づき使用許諾の手続を行い、かつ同時に省の商工業行政管理部門に報告、送付し、届け出ること。

(四) 江蘇省著名商標の所有者が登録者の名義、住所及びその他登録事項を変更する場合、変更承認の日から 30 日以内に変更事項を省の商工業行政管理部門に報告、送付し、届け出ること。

(五) 江蘇省著名商標の所有者が法に基づきその商標を譲渡するとき、譲受人は本弁法の規定に基づき江蘇省著名商標の認定を再度申請しなければならない。

(六) 法律、法規、規則に定めるその他の義務。

**第十七条** 次の各号に掲げる事由の一つが生じた場合、省の商工業行政管理部門は当該江蘇省著名商標の資格を取消し、かつ公告を行わなければならない。

(一) 虚偽の証明資料等の提出等による詐欺的手段により江蘇省著名商標を獲得したとき。

(二) 製品への雑物の混入、偽物の混入、偽物を本物と偽ること、不良品を良品と偽ること、又は不合格製品を合格品に装うことにより、消費者又は使用者の利益を損なったとき。

(三) 他人の登録商標の専用権を侵害したとき。

(四) 本弁法第十六条第(二)、(三)、(五)号の規定に違反し、その情状が重大であるとき。

(五) 法律、法規、規則に違反するその他行為が存在し、江蘇省著名商標の名声に深刻な影響を及ぼしたとき。

前項記載の行為が存在する場合、いかなる事業所又は個人も省の商工業行政管理部門に当該著名商標の取消し提案を提出することができる。

**第十八条** 江蘇省著名商標が専用権を侵害された場合については、商工業行政管理部門は法に基づき行政措置を取るにより権利侵害行為を制止することができ、かつ情状の軽重を見て不法売上高の 30%以上 50%以下又は権利侵害により得た利潤の 3 倍以上 5 倍以下の罰金に処することができる。著名商標の専用権を侵害した事業所の直接の責任者に対し、商工業行政管理部門は情状の軽重を見て 5000 元以上 10000 元以下の罰金に処することができ、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を問うことができる。

**第十九条** 本弁法第十三条第(二)号の規定に違反した場合、商工業行政管理部門が「中華人民共和国反不正当竞争法」の関係規定に依拠し処罰する。本弁法第十三条第(三)号の規定への違反については、商工業行政管理部門は違法行為の停止を命じなければならず、かつ 200 元以上 1000 元以下の罰金に処することができる。経営行為が存在する場合は、500 元以上 5000 元以下の罰金に処することができる。

省の商工業行政管理部門の認定を得ず、その商標を江蘇省著名商標と詐称し又は本弁法第十六条第（一）号の規定に違反して使用範囲を拡大した場合、商工業行政管理部門は違法行為の停止を命じなければならず、かつ 1000 元以上 10000 元以下の罰金に処することができる。違法所得が存在する場合、5000 元以上 30000 元以下の罰金に処することができる。

商標印刷事業所が本条第 2 項記載の違法行為に便宜条件を提供した場合、本条第二項の規定に従い処罰する。

**第二十条** 商工業行政管理部門が本弁法に従い罰金を実施する場合、省の財政部門が統一的に監督作成した罰金領収書を使用し、罰金収入は国庫に上納しなければならない。

**第二十一条** 商工業行政管理の職員及びその他の関係者が江蘇省著名商標の認定及び保護作業において、職権濫用、汚職を行った場合、法に基づき懲戒処分を与えなければならず、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を問わなければならない。

**第二十二条** 本弁法は公布の日から施行する。